

別 冊

総務教育常任委員会資料

(平成28年2月24日)

【件名】

- ・ 県西部地区における今後の病弱教育の在り方について（特別支援教育課） 1

教 育 委 員 会

県西部地区における今後の病弱教育の在り方について

平成28年2月24日
特別支援教育課

県西部地区における今後の病弱教育の在り方を検討するため、以下のとおり米子市との意見交換会を行いました。

- 1 日 時： 平成28年2月17日 午前11時～午前11時45分
- 2 場 所： 米子市教育委員会 会議室
- 3 出席者： 米子市教育委員会 北尾教育長 平木事務局長 村中学校教育課長 他1名
県教育委員会 田中次長 足立特別支援教育課長

4 概 要

- ・米子市教育委員会から「県西部の子供たちにとって、将来にわたり適切な学習環境を確保されることを前提として、米子市立米子養護学校を県に移管することを希望する。」との表明があった。
- ・県教育委員会として、米子市が上記の表明をされたことを受け止め、今後の方針を検討していく。
- ・県教育委員会と米子市との協議の場を、引き続き継続していく。

※県の立場

県西部地区の病弱特別支援学校に対するニーズや施設の在り方などを踏まえて検討することが必要であるため、移管の是非は現時点では未定である。

(参考1)これまでの意見交換会の概要

【第1回意見交換会】平成27年5月15日

- (1) 現状と課題について
 - ①西部地区における病弱教育の現状
 - ②米子市立米子養護学校の現状と課題について
- (2) 今後について
 - ・引き続き、県と米子市の意見交換会を設け、病弱教育の在り方を検討していく。
 - ・必要に応じて、西部地区の病弱教育についてのニーズ調査等もする。

【第2回意見交換会】平成27年11月4日

- (1) 「西部地区の病弱教育（小学部・中学部）に係る調査」結果について
- (2) 米子市における現状・考え方について
 - ・米子市立米子養護学校の県立移管等について、検討してみる。
- (3) 今後について
 - ・上記のことを踏まえて小中学部の整備のあり方について、引き続き議論していく。

(参考2) 就学基準「病弱者」

○特別支援学校（学校教育法施行令 第22条の3）

慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの

○特別支援学級（文部科学省 平成25年10月4日付25文科初第756号）

慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

【障がいの判断に当たっての留意事項】

医師の精密な診断結果に基づき、疾病の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。